

伊丹市規則第 5 0 号

伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 1 の
事務を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 8 日

伊丹市長 中田 慎也

伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の事務を定める規則等の一部を改正する規則（令和8年伊丹市規則第50号）

（伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の事務を定める規則の一部改正）

第1条 伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の事務を定める規則（平成27年伊丹市規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<u>（対象外国人に係る生活保護法の規定に準じて行う事務）</u> 第2条 条例別表第1市長の項第1号の規則で定める事務は、対象外国人（同号に規定する対象外国人をいう。）に対して行う次に掲げる事務とする。 <u>（1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務</u> <u>（2） 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u> <u>（3） 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保</u>	

護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の
変更に関する事務

(4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止
に関する事務

(5) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立
給付金の支給の申請の受理, その申請に係る事実についての審査
又はその申請に対する応答に関する事務

(6) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学・就職
準備給付金の支給の申請の受理, その申請に係る事実についての
審査又はその申請に対する応答に関する事務

(7) 生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う被保護者
健康管理支援事業の実施に関する事務

(8) 生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の
返還に関する事務

(9) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項まで
の規定に準じて行う徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第
2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。)に関する事務

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく事務)

第3条 条例別表第1市長の項第1号の2の規則で定める事務は, 次
に掲げる事務とする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく事務)

第2条 条例別表第1市長の項第1号の規則で定める事務は, 次に掲
げる事務とする。

(1)～(3) (略)

(子ども・子育て支援法に基づく事務)

第4条 条例別表第1市長の項第1号の3の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1)～(6) (略)

(介護保険法に基づく事務)

第5条 条例別表第1市長の項第1号の4の規則で定める事務は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第3項の規定による居宅要支援被保険者等（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に係る第1号事業支給費（同法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。）の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(市営住宅等の管理に関する事務)

第6条 (略)

(災害弔慰金の支給等に関する事務)

第7条 条例別表第1市長の項第2号の2の規則で定める事務は、次

(1)～(3) (略)

(子ども・子育て支援法に基づく事務)

第3条 条例別表第1市長の項第1号の2の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1)～(6) (略)

(介護保険法に基づく事務)

第4条 条例別表第1市長の項第1号の3の規則で定める事務は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第3項の規定による居宅要支援被保険者等（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に係る第1号事業支給費（同法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。）の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(市営住宅等の管理に関する事務)

第5条 (略)

(災害弔慰金の支給等に関する事務)

第6条 条例別表第1市長の項第2号の2の規則で定める事務は、次

に掲げる事務とする。

(1)・(2) (略)

(3) 伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項に規定する災害援護資金（以下「災害援護資金」という。）の貸付けの申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(4)・(5) (略)

(高齢期移行者の医療費助成に関する事務)

第8条 (略)

(障害者の医療費助成に関する事務)

第9条 (略)

(高齢障害者の医療費助成に関する事務)

第10条 (略)

(母子家庭の母子，父子家庭の父子及び遺児の医療費助成に関する事務)

第11条 (略)

(乳児，幼児，児童及び高校生等の医療費助成に関する事務)

に掲げる事務とする。

(1)・(2) (略)

(3) 伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条に規定する災害援護資金（以下「災害援護資金」という。）の貸付けの申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(4)・(5) (略)

(高齢期移行者の医療費助成に関する事務)

第7条 (略)

(障害者の医療費助成に関する事務)

第8条 (略)

(高齢障害者の医療費助成に関する事務)

第9条 (略)

(母子家庭の母子，父子家庭の父子及び遺児の医療費助成に関する事務)

第10条 (略)

(乳児，幼児，児童及び高校生等の医療費助成に関する事務)

<u>第12条</u> （略） （兵庫県心身障害者扶養共済制度に関する事務） <u>第13条</u> （略） （軽度又は中度の難聴児に対する補聴器の購入等に要する費用の助成に関する事務） <u>第14条</u> （略） （重度心身障害者（児）介護手当に関する事務） <u>第15条</u> （略） （介護サービスの利用者負担軽減に関する事務） <u>第16条</u> （略） （多子世帯に係る保育所等の保育料の軽減に関する事務） <u>第17条</u> （略）	<u>第11条</u> （略） （兵庫県心身障害者扶養共済制度に関する事務） <u>第12条</u> （略） （軽度又は中度の難聴児に対する補聴器の購入等に要する費用の助成に関する事務） <u>第13条</u> （略） （重度心身障害者（児）介護手当に関する事務） <u>第14条</u> （略） （介護サービスの利用者負担軽減に関する事務） <u>第15条</u> （略） （多子世帯に係る保育所等の保育料の軽減に関する事務） <u>第16条</u> （略）
---	---

（伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の事務及び情報を定める規則の一部改正）

第2条 伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の事務及び情報を定める規則（平成27年伊丹市規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下，改正前の欄にあっては「改正前部分」と，改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは，当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは，当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（生活保護法に基づく事務及び利用する情報） 第4条 条例別表第2（1）市長の項第3号の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同号の規則で定める情報は，当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 （1）生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報 ア・イ （略） ウ 要保護者等に係る伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年伊丹市条例第9号）第3条第1項の災害弔慰金若しくは同条例第10条の災害障害見舞金の支給又は同条例<u>第13条第1項</u>の災害援護資金の貸付け若しくは償還に関する情報（以下「災害弔慰金支給等関係情報」という。） （2）～（7） （略） （<u>対象外国人</u>）に係る生活保護法の規定に準じて行う事務及び利用する情報）	（生活保護法に基づく事務及び利用する情報） 第4条 条例別表第2（1）市長の項第3号の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同号の規則で定める情報は，当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 （1）生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報 ア・イ （略） ウ 要保護者等に係る伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年伊丹市条例第9号）第3条第1項の災害弔慰金若しくは同条例第10条の災害障害見舞金の支給又は同条例<u>第13条</u>の災害援護資金の貸付け若しくは償還に関する情報（以下「災害弔慰金支給等関係情報」という。） （2）～（7） （略） （<u>外国人</u>）に係る生活保護法の規定に準じて行う事務及び利用する情報）

第22条 条例別表第2(2)市長の項第1号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活に困窮する対象外国人(条例別表第1市長の項第1号に規定する対象外国人をいう。以下同じ。)又は生活保護法に準じて保護が行われていた対象外国人(以下「外国人要保護者等」という。)に対して行う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。)第163条各号に掲げる事務 外国人要保護者等に係る当該各号の事務の区分に応じ当該各号に掲げる情報

第22条 条例別表第2(1)市長の項第21号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号。以下「準法定事務主務省令」という。)の表1の項の下欄第1号の生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護(以下この条において「保護」という。)の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 要保護者等に準ずる者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。)第163条第1号に規定する要保護者等に準ずる者をいう。以下同じ。)に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

イ 要保護者等に準ずる者に係る介護保険法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

ウ 要保護者等に準ずる者に係る災害弔慰金支給等関係情報

(2) 外国人要保護者等に対して行う生活保護法第55条の8第1項に準じて行う事務 外国人要保護者等に対して健康増進法第19条の2の規定により行う健康増進事業の実施の有無並びに実施していたときはその実施日及び内容に関する情報

(3) 外国人要保護者等に対して行う第4条各号に掲げる事務に準じて行う事務 外国人要保護者等に係る当該各号の事務の区分に応じ当該各号に掲げる情報

(2) 準法定事務主務省令の表1の項の下欄第2号の生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 要保護者等に準ずる者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

イ 要保護者等に準ずる者に係る介護保険法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

ウ 要保護者等に準ずる者に係る災害弔慰金支給等関係情報

(3) 準法定事務主務省令の表1の項の下欄第3号の生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 次に掲げる情報

ア 要保護者等に準ずる者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

イ 要保護者等に準ずる者に係る介護保険法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

ウ 要保護者等に準ずる者に係る災害弔慰金支給等関係情報

(4) 準法定事務主務省令の表1の項の下欄第4号の生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務

次に掲げる情報

ア 要保護者等に準ずる者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

イ 要保護者等に準ずる者に係る介護保険法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

ウ 要保護者等に準ずる者に係る災害弔慰金支給等関係情報

(5) 準法定事務主務省令の表1の項の下欄第8号の生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 要保護者等に準ずる者に係る健康増進法第19条の2の規定により行う健康増進事業の実施の有無並びに実施していたときはその実施日及び内容に関する情報

(6) 準法定事務主務省令の表1の項の下欄第9号の生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 次に掲げる情報

ア 要保護者等に準ずる者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

イ 要保護者等に準ずる者に係る介護保険法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

ウ 要保護者等に準ずる者に係る災害弔慰金支給等関係情報

(7) 準法定事務主務省令の表1の項の下欄第10号の生活保護法

第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて
行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準
じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務 次に掲げる情報
ア 要保護者等に準ずる者に係る罹災証明関係情報及び被災者
台帳関係情報

イ 要保護者等に準ずる者に係る介護保険法第115条の45の3第
2項の第1号事業支給費の支給に関する情報及び介護保険徴
収・賦課関係情報

ウ 要保護者等に準ずる者に係る災害弔慰金支給等関係情報

（市営住宅等の管理に関する事務及び利用する情報）

第23条 条例別表第2（2）市長の項第1号の規則で定める事務は、次
の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に
掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

（1）～（7） （略）

（災害弔慰金の支給等に関する事務及び利用する情報）

第24条 条例別表第2（2）市長の項第2号の規則で定める事務は、次
の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に
掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

（1）・（2） （略）

（3） 伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条の災害援護

（市営住宅等の管理に関する事務及び利用する情報）

第23条 条例別表第2（2）市長の項第2号の規則で定める事務は、次
の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に
掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

（1）～（7） （略）

（災害弔慰金の支給等に関する事務及び利用する情報）

第24条 条例別表第2（2）市長の項第3号の規則で定める事務は、次
の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に
掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

（1）・（2） （略）

（3） 伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の災

害援護資金（以下「災害援護資金」という。）の貸付けの申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア～オ （略）

（４）・（５） （略）

（高齢期移行者の医療費助成に関する事務及び利用する情報）

第25条 条例別表第2（２）市長の項第4号の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同号の規則で定める情報は，当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

（１）～（４） （略）

（障害者の医療費助成に関する事務及び利用する情報）

第26条 条例別表第2（２）市長の項第5号の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同号の規則で定める情報は，当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

（１）～（４） （略）

（高齢障害者の医療費助成に関する事務及び利用する情報）

第27条 条例別表第2（２）市長の項第6号の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同号の規則で定める情報は，当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

資金（以下「災害援護資金」という。）の貸付けの申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア～オ （略）

（４）・（５） （略）

（高齢期移行者の医療費助成に関する事務及び利用する情報）

第25条 条例別表第2（２）市長の項第3号の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同号の規則で定める情報は，当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

（１）～（４） （略）

（障害者の医療費助成に関する事務及び利用する情報）

第26条 条例別表第2（２）市長の項第4号の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同号の規則で定める情報は，当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

（１）～（４） （略）

（高齢障害者の医療費助成に関する事務及び利用する情報）

第27条 条例別表第2（２）市長の項第5号の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同号の規則で定める情報は，当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(4) (略)

(母子家庭の母子, 父子家庭の父子及び遺児の医療費助成に関する事務及び利用する情報)

第28条 条例別表第2(2)市長の項第7号の規則で定める事務は, 次の各号に掲げる事務とし, 同号の規則で定める情報は, 当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(4) (略)

(乳児, 幼児, 児童及び高校生等の医療費助成に関する事務及び利用する情報)

第29条 条例別表第2(2)市長の項第8号の規則で定める事務は, 次の各号に掲げる事務とし, 同号の規則で定める情報は, 当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(4) (略)

(兵庫県心身障害者扶養共済制度に関する事務及び利用する情報)

第30条 条例別表第2(2)市長の項第9号の規則で定める事務は, 次の各号に掲げる事務とし, 同号の規則で定める情報は, 当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)・(2) (略)

(1)～(4) (略)

(母子家庭の母子, 父子家庭の父子及び遺児の医療費助成に関する事務及び利用する情報)

第28条 条例別表第2(2)市長の項第6号の規則で定める事務は, 次の各号に掲げる事務とし, 同号の規則で定める情報は, 当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(4) (略)

(乳児, 幼児, 児童及び高校生等の医療費助成に関する事務及び利用する情報)

第29条 条例別表第2(2)市長の項第7号の規則で定める事務は, 次の各号に掲げる事務とし, 同号の規則で定める情報は, 当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(4) (略)

(兵庫県心身障害者扶養共済制度に関する事務及び利用する情報)

第30条 条例別表第2(2)市長の項第8号の規則で定める事務は, 次の各号に掲げる事務とし, 同号の規則で定める情報は, 当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)・(2) (略)

（軽度又は中度の難聴児に対する補聴器の購入等に要する費用の助成に関する事務及び利用する情報）

第31条 条例別表第2(2)市長の項第10号の規則で定める事務は、軽度又は中度の難聴児に対する補聴器の購入等に要する費用に係る助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1)～(3) (略)

（重度心身障害者（児）介護手当に関する事務及び利用する情報）

第32条 条例別表第2(2)市長の項第11号の規定に定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分の応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(4) (略)

（介護サービスの利用者負担軽減に関する事務及び利用する情報）

第33条 条例別表第2(2)市長の項第12号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に定める情報の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)・(2) (略)

（多子世帯に係る保育所等の保育料の軽減に関する事務及び利用

（軽度又は中度の難聴児に対する補聴器の購入等に要する費用の助成に関する事務及び利用する情報）

第31条 条例別表第2(2)市長の項第9号の規則で定める事務は、軽度又は中度の難聴児に対する補聴器の購入等に要する費用に係る助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1)～(3) (略)

（重度心身障害者（児）介護手当に関する事務及び利用する情報）

第32条 条例別表第2(2)市長の項第10号の規定に定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分の応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(4) (略)

（介護サービスの利用者負担軽減に関する事務及び利用する情報）

第33条 条例別表第2(2)市長の項第11号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に定める情報の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)・(2) (略)

（多子世帯に係る保育所等の保育料の軽減に関する事務及び利用

する情報)

第34条 条例別表第2(2)市長の項第13号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に定める情報の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(3) (略)

(生活保護法に基づく情報を利用する事務及び利用する情報)

第35条 条例別表第2(1)市長の項第21号及び同表(2)市長の項第14号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表(1)市長の項第21号及び同表(2)市長の項第14号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 命令各条に規定する事務のうち、当該事務の区分に応じて定められた情報が命令第15条第1号ロに規定する生活保護実施関係情報である事務 次に定める情報

ア・イ (略)

(2) 前各条に規定する事務のうち、当該事務の区分に応じて定められた情報が第3条第2号アに規定する生活保護実施関係情報又は第5条第2号アに規定する就労自立給付金関係情報である事務 前号に定める情報

する情報)

第34条 条例別表第2(2)市長の項第12号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に定める情報の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(3) (略)

(生活保護法に基づく情報を利用する事務及び利用する情報)

第35条 条例別表第2(1)市長の項第22号及び同表(2)市長の項第13号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表(1)市長の項第22号及び同表(2)市長の項第13号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 命令各条に規定する事務のうち、当該事務の区分に応じて定められた情報に命令第15条第1号ロに規定する生活保護実施関係情報を含む事務(当該事務の区分に応じて定められた情報に命令第22条第1号ヨに規定する外国人生活保護実施関係情報を含む事務を除く。) 次に定める情報

ア・イ (略)

(2) 前各条に規定する事務のうち、当該事務の区分に応じて定められた情報が第2条第4号アに規定する生活保護実施関係情報又は第5条第2号アに規定する就労自立給付金関係情報である事務 前号に定める情報

(伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第3の事務及び情報を定める規則の一部改正)

第3条 伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第3の事務及び情報を定める規則(平成28年伊丹市規則第47号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<u>(対象外国人に係る生活保護法の規定に準じて行う事務及び提供される情報)</u> 第4条 <u>条例別表第3市長の項第3号の規則で定める事務は、条例別表第1市長の項第1号に規定する対象外国人又は生活保護法に準じて保護が行われていた対象外国人に対して行う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第163条各号に掲げる事務とし、条例別表第3市長の項第3号の規則で定める情報は、学校保健安全法(昭和33年法律第56条)第24条の援助の実施に関する情報とする。</u>	

(教育委員会の子ども・子育て支援法に基づく事務及び提供される情報)

第5条 条例別表第3教育委員会の項第1号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法第16条(同法第30条の3において準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務 次に掲げる情報

ア～サ (略)

シ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る条例別表第1市長の項第1号に規定する対象外国人に対して生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報

(2)～(16) (略)

(教育委員会の子ども・子育て支援法に基づく事務及び提供される情報)

第4条 条例別表第3教育委員会の項第1号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法第16条(同法第30条の3において準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務 次に掲げる情報

ア～サ (略)

シ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る要保護者等に準ずる者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第163条第1号に規定する要保護者等に準ずる者をいう。)に対して生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報

(2)～(16) (略)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。